

## IMO 第13回ばら積み液体・気体小委員会(BLG13)の審議結果について

### 概要

- ・排ガス規制実施に関するガイドライン等7本が最終化
- ・天然ガスハイドレートペレット輸送船の安全要件の検討開始
- ・MARPOL条約附属書I貨物及び燃料油のMSDSに関する書式が最終化
- ・南極海域における重質油の使用と運搬を禁止するMARPOL条約附属書I改正案を合意

3月2日から6日まで、英国ロンドンのIMO本部において、第13回ばら積み液体・気体小委員会(BLG13)が開催されました。

我が国からは国土交通省、(独)海上技術安全研究所その他関係海事機関・団体から成る代表団が出席し、我が国意見の反映に努めました。今次会合における審議結果の概要は以下のとおりです。

### 1. 大気汚染の防止

船舶からの排出ガスによる大気汚染の防止については、MARPOL条約附属書VIに規定され、附属書VIが発効した2005年5月より規制が実施されていますが、規制強化のため附属書VI改正が2008年10月に開催されたMEPC58で採択され、2010年7月1日に発効する予定です。

附属書VI改正に伴い、規制実施のためのガイドラインの整備が必要となり、既存のガイドラインの改正、新規ガイドラインの策定作業がBLG13に付託され、今次会合からその作業が開始されました。

#### (1) 最終化されたガイドライン等

規制実施のために必要なガイドラインのうち、改正附属書VIが発効する2010年7月1日までに策定することが不可欠な以下のガイドライン等が最終化されました。

- (イ) HSSC(検査と証書の調和システム)に基づく検査ガイドライン改正案
- (ロ) MARPOL条約附属書VIに関するPSCガイドライン改正案
- (ハ) VOC(揮発性有機化合物)管理計画作成のためのガイドライン案
- (ニ) 1次規制エンジンに関するNO<sub>x</sub>テクニカルコードの適用に関する回章案
- (ホ) アップグレードキットのコスト評価式の各項の定義に関する回章案
- (ヘ) 船舶用残渣油の硫黄分濃度のモニタリングに関するガイドライン改正案
- (ト) 燃料油のサンプリングガイドライン改正案

(イ)と(ロ)のガイドライン改正案は、本年4月に開催されるFSI17にて審議のうえ、本年7月に開催されるMEPC59で採択に向けた審議が行われる予定です。これ以外のものは、本年7月に開催されるMEPC59で採択又は承認に向けた審議が行われる予定です。

#### (2) BLG14にて引き続き検討を行うガイドライン

我が国が提案した、SCR脱硝装置を備えたエンジンの基準適合性の認証ガイドラインを含め、以下のガイドラインは来年開催されるBLG14において、引き続き検討していただくことになりました。

- (イ) オゾン層破壊物質及び排ガス洗浄装置の残渣の受入施設に関するガイドライン
- (ロ) 排ガス洗浄装置ガイドライン改正案
- (ハ) SCR脱硝装置を備えたエンジンの認証ガイドライン

### 2. 天然ガスハイドレートペレット(NGHP)輸送船の安全要件の検討

天然ガスハイドレートペレット(NGHP)輸送船の実現を図るため、我が国は安全指針案の作成をBLG小委員会の作業計画に含めるよう提案し、今回から、この議題の審議が開始さ

れました。

我が国は、各国の理解を得るため NGHP 輸送船の概念設計についてプレゼンテーションを実施し、また会議ではこれまでの研究成果について報告するとともに、NGHP 輸送船の安全指針草案を示し、コレスポンデンスグループの設置を要請しました。その結果、我が国（海技研太田氏）をコーディネータとするコレスポンデンスグループが設置されました。

### 3. MARPOL 条約附属書 I 貨物及び燃料油の MSDS に関する書式の見直し

MARPOL 条約附属書 I 貨物及び燃料油を積載する船舶に対し、MSDS(Material Safety Data Sheet: 製品安全データシート)を積載前に供与することが 2009 年 7 月 1 日から強制化されます。

今次会合では MSDS の書式の見直しについて審議が行われ、MSDS の記入にあたり、物理的及び化学的性質の項目は GHS<sup>※1</sup>との整合性を図ること等の修正が合意され、当該書式の改正案が承認されました。

今後、改正案は MSC86 において採択される予定です。

### 4. 「タンカーの貨物タンクへの火炎侵入防止装置の設計、試験及び設置の基準に関する勧告」の見直し

「タンカーの貨物タンクへの火炎侵入防止装置の設計、試験及び設置の基準に関する勧告」により、MESG<sup>※2</sup> 0.9mm 未満の引火性の液体化学薬品を専用運送する船舶は、貨物タンクへの火炎の進入を防ぐため、貨物の MESG に対応した装置(フレームアレスタ等)を備えることが勧告されています。

今次会合では専用船以外への適用について審議が行われ、MESG 0.9mm 未満の引火性の液体化学薬品を運送する船舶は専用船に限らず、貨物の MESG に対応した装置を備えることとする当該勧告の改正案が合意されました。

本改正は 2013 年 1 月 1 日から適用され、現存船は 2013 年 1 月 1 日以降の最初の上架検査までに対応することが勧告されています。今後、改正案は承認のため MSC86 に提出される予定です。

### 5. 南極海域における重質油の使用及び輸送に関する MARPOL 条約附属書 I の改正

第 28 回南極条約協議国会議 (ATCM28) における議論を踏まえて、MEPC54 以来検討が行われてきた、南極海域における船舶における重質油の使用と運搬を禁止する MARPOL 条約附属書 I の改正案が合意されました。規制の対象となる重質油は密度 900kg/m<sup>3</sup>(15° C) 又は動粘性係数 180 mm<sup>2</sup>/sec (50° C) を超える重油等ですが、燃料として使用されない潤滑油等は除かれます。本改正案は本年 7 月の MEPC59 で承認の後、来年 3 月の MEPC60 で採択の予定です。

以上

※1 GHS: 化学物質の分類と表示に関する世界的に調和されたシステム(Global Harmonization System of Classification and Labeling of Chemicals)。世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報を分かりやすく表示するものです。

※2 MESG: 最大実験安全間隙 (Maximum Experimental Safe Gap)。爆発性ガスの中に置かれた容器の内部で生じた爆発による火炎が、容器外部に伝搬することを阻止することができる最大限のすきまの値。